Ｋ０１３　分層植皮術
　１　25平方センチメートル未満　3,330点
　２　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　4,590点
　３　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　6,660点
　４　200平方センチメートル以上　20,150点
　注　広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部（胸部を含む。）又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。
Ｋ０１３－２　全層植皮術
　１　25平方センチメートル未満　10,000点
　２　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　12,500点
　３　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　21,700点
　４　200平方センチメートル以上　31,350点
　注　広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部（胸部を含む。）又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。
Ｋ０１４　皮膚移植術（生体・培養）　4,700点
　注１　生体皮膚又は培養皮膚移植を行った場合に算定する。
　　２　生体皮膚を移植した場合は、生体皮膚の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。
Ｋ０１４－２　皮膚移植術（死体）
　１　200平方センチメートル未満　5,190点
　２　200平方センチメートル以上500平方センチメートル未満　6,920点
　３　500平方センチメートル以上1,000平方センチメートル未満　10,380点
　４　1000平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満　25,320点
　５　3,000平方センチメートル以上　28,930点
Ｋ０１５　皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術
　１　25平方センチメートル未満　3,760点
　２　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　8,800点
　３　100平方センチメートル以上　15,600点
Ｋ０１６　動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術　32,850点
Ｋ０１７　遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）　64,500点
Ｋ０１８　削除
Ｋ０１９　複合組織移植術　11,700点
Ｋ０２０　自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）　73,800点
Ｋ０２１　粘膜移植術
　１　４平方センチメートル未満　5,010点
　２　４平方センチメートル以上　5,500点
Ｋ０２１－２　粘膜弁手術
　１　４平方センチメートル未満　8,920点
　２　４平方センチメートル以上　9,430点
Ｋ０２２　組織拡張器による再建手術（一連につき）　13,520点
Ｋ０２２－２　象皮病根治手術
　１　大腿　21,060点
　２　下腿　14,690点

第２款　筋骨格系・四肢・体幹

区分
（筋膜、筋、腱、腱鞘）
Ｋ０２３　筋膜切離術、筋膜切開術　840点
Ｋ０２４　筋切離術　2,370点
Ｋ０２５　股関節内転筋切離術　3,390点
Ｋ０２６　股関節筋群解離術　9,340点
Ｋ０２６－２　股関節周囲筋腱解離術（変形性股関節症）　16,700点
　注　変形性股関節症の患者に対して行われた場合に限り算定する。
Ｋ０２７　筋炎手術
　１　腸腰筋、殿筋、大腿筋　2,060点
　２　その他の筋　1,210点
Ｋ０２８　腱鞘切開術（関節鏡下によるものを含む。）　2,050点
Ｋ０２９　筋肉内異物摘出術　2,840点
Ｋ０３０　四肢・躯幹軟部腫瘍摘出術
　１　肩、上腕、前腕、大腿、下腿、躯幹　6,060点
　２　手、足　3,750点
Ｋ０３１　四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術
　１　肩、上腕、前腕、大腿、下腿、躯幹　15,860点
　２　手、足　10,200点
Ｋ０３２　削除
Ｋ０３３　筋膜移植術
　１　指（手、足）　6,070点
　２　その他のもの　8,180点
Ｋ０３４　腱切離・切除術（関節鏡下によるものを含む。）　3,300点
Ｋ０３５　腱剥離術（関節鏡下によるものを含む。）　8,790点
Ｋ０３５－２　腱滑膜切除術　6,760点
Ｋ０３６　削除
Ｋ０３７　腱縫合術　8,710点
Ｋ０３７－２　アキレス腱断裂手術　8,710点
Ｋ０３８　腱延長術　8,980点
Ｋ０３９　腱移植術（人工腱形成術を含む。）
　１　指（手、足）　10,470点
　２　その他のもの　13,910点
Ｋ０４０　腱移行術
　１　指（手、足）　10,470点
　２　その他のもの　13,910点
Ｋ０４０－２　指伸筋腱脱臼観血的整復術　10,470点
Ｋ０４１　削除
（四肢骨）
Ｋ０４２　骨穿孔術　1,730点